



2017年 12月 第65号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都港区三田 3-4-3 三田第一長岡ビル6階

TEL: 050-3506-1171



JCI産業文化協同組合が一般監理事業の監理団体許可を受けました

はやいもので暦は師走となり、今年も残すところあと僅かとなりました。組合員の皆様におかれましてはご多忙中の事と拝察申し上げます。

11月1日、新たな技能実習法がスタートし1ヶ月が経ちました。現在(11月20日時点)、監理団体許可を受けた組合数は全国で291団体です。(内訳:114一般監理団体・178特定監理団体) 全国で技能実習生の受入事業を行っている組合の総数からすると、現時点で許可を得た組合は一割弱ではないかと推測されます。

弊組合はおかげさまで、優良組合である一般監理事業の許可を法務大臣及び厚生労働大臣から受ける事が出来ました。これは、組合員企業の皆様の制度理解とご協力の賜物であると、感謝申し上げます。

今後とも、組合員の皆様と実習生にとって、意義のある技能実習が行えるよう、組合スタッフ一同努力して参ります。

新技能実習生法解説(part5) ~新たに必要となる書類について

新制度での技能実習計画認定申請(外国人技能実習機構へ提出)では、従来地方入国管理局へ提出していた在留資格認定申請や資格変更申請とは、必要な書類が異なります。今回は新たに企業様でご用意いただく必要書類についてご案内します。(申請時に必要となる書類ですので、今すぐのご用意は必要ありません。)

- ・各技能実習生ごとの、技能実習計画 (1名につき1技能実習計画となります)
 - ・決算関係書類(直近2事業年度分) 貸借対照表・損益計算書の他、法人税の確定申告書・納税証明書
 - ・企業役員全員の住民票(本籍・筆頭者記載のあるもの ※マイナンバーの記載がないもの)※3年に1度
 - ・技能実習責任者、実習指導員、生活指導員の履歴書・誓約書・健康保険所の写し ※変更なければ3年に1度
 - ・技能実習生の報酬に関する説明書 (技能実習生に支払う賃金が適正である事の説明)
 - ・宿舍施設の適正についての確認書 (実習生宿舍の広さ、間取り、また徴収する宿舍費が適正である事の説明)
- ※特に初回の申請時には、ご用意いただく書類が多数ございます。ご協力をお願い致します。

源泉徴収票のご用意をお願い致します

技能実習生も一般社員同様、源泉徴収票の発行をお願い致します。

源泉徴収票は、実習生の在留資格変更・更新の際の収入証明として使用する場合がありますので、在籍実習生全員分の源泉徴収票コピー及び、賃金台帳コピーを組合へご提出下さい。

また、年末調整でご不明な点がございましたら、組合担当者までお問い合わせください。